



JASDAQ

平成21年5月14日

各 位

株式会社 焼肉屋さかい  
代表取締役社長 緒方 智  
(JASDAQ・コード：7622)  
問合せ先 取締役管理本部長 乗松 康弘  
TEL：052(910)1729

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の当社第29期定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 【定款変更案1 (第1号議案) 商号変更】

##### (1) 変更の理由

当社は「肉」について多角的な事業経営を目指すうえで、現在の商号である「焼肉屋」の部分について、商号に掲げる必要性が希薄になったため、新商号として「株式会社さかい」へ変更するものであります。

なお商号変更に関する詳細につきましては、平成21年5月14日付の「商号の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

##### (2) 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社焼肉屋さかい</u> と称し、英文では、 <u>YAKINIKUYA SAKAI CO., LTD.</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社さかい</u> と称し、英文では、 <u>SAKAI CO., LTD.</u> と表示する。
<新設>	<u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第1条の変更については、平成21年8月1日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は期間経過後にこれを削除する。</u>

変 更 日 平成21年8月1日

## 2. 【定款変更案2 (第2号議案) 決済合理化法に基づく変更】

### (1) 変更の理由

平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)を効力発生日として、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の修正および削除を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主名簿に関する文言の修正および削除を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿について、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで、これを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の設定を設けるものであります。
- ④ その他、必要な文言の修正、加除等を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	<削除>
(自己の株式の取得) 第8条 <条文省略>	(自己の株式の取得) 第7条 <現行どおり>
(单元未満株券の不発行) 第10条 <条文省略>	<削除>
(单元未満株式についての権利) 第11条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <以下、条文省略>	(单元未満株式についての権利) 第9条 <u>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <以下、条文省略>
(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u>
(株式取扱規則) 第13条 <条文省略>	(株式取扱規則) 第11条 <条文省略>
第14条 ～ <条文省略>	第12条 ～ <条文省略>
第41条	第39条

